

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【⑨入退所に関する質問】

| 質問頻度 | 質問 | 回答 |
|-------|------|--|
| ★★ | Q⑨-1 | 長期間保育園をお休みしたいのですが。 |
| | A⑨-2 | 正当な理由がなく1か月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。 |
| ★★★★ | Q⑨-2 | 保育施設を退所したいのですが。 |
| | A⑨-3 | 退所予定月の15日前までに保育幼稚園課へ「退所届」を提出してください。「退所届」は保育幼稚園課にご用意しております。退所後、再度保育施設の利用を希望する場合は、再度申込が必要です。※要免許証 |
| ★★★★★ | Q⑨-3 | 小規模保育所を希望園として申請する予定なのですが、3歳児クラスからはどうなるのでしょうか。 |
| | A⑨-4 | 小規模保育所にはそれぞれ連携園を設定しています。連携園については、希望範囲シートで確認できます（各小規模保育所欄の括弧内に記載のある保育所です）。希望範囲シートがお手元がない場合、保育幼稚園課へお問い合わせください。 |
| ★★★★★ | Q⑨-4 | 保育所への入所決定はどのようにして確認できますか。 |
| | A⑨-5 | 入所決定した方へのみ電話で入所決定の連絡と、その後の手続についてのご案内をしています。 |
| ★★★★ | Q⑨-5 | 校区外の認定こども園（2号認定）を希望する場合、校区変更の申請は必要ですか。 |
| | A⑨-6 | 認定こども園については、2号認定では校区関係なく希望園に記入することで希望できます。 |